【ご参考】

<定款改正:顧問に関する規定を新設>

(顧問)

第27条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者および本会の発展に寄与した者のうちから理事会において任期を定めたうえで選任する。但し、本会を代表するものではない。
- 3 顧問は無報酬とする。
- 4 顧問は、会長の諮問に対し、意見を述べることができる。

<顧問規程改正:新旧対比表>

<関門院性以近・利口別ル衣>	
改正案	現行
(目的)	(目的)
第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバ	第 1 条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバ
イザー・コンサルタント・相談員協会(以下「本会」と	イザー・コンサルタント・相談員協会(以下「本会」とい
いう。)の定款第27条に基づき、顧問を委嘱する場合	う。)の顧問制度について定めることを目的とする。
の基準、方法その他委嘱に必要な事項について定めた	
ものである。	
削除	(顧問の種類)
	第2条 顧問は最高顧問、常任顧問及び顧問とする。
削除	(最高顧問)
	第 2 条の 2 本会は会長若しくは会長により委任を受け
	た副会長の推薦があったとき1 期以上本会役員(会長・
	副会長)の任あった者に最高顧問を委嘱することができ
	る。
	2 本会は必要に応じて最高顧問に本会運営の諸会議へ
	の臨席若しくは本会運営に関する意見を求めることが
	できる。
	3 本会は最高顧問に本会を代表して他機関の委員等へ
	就任することを求めることがある。
削除	(常任顧問)
	第 2 条の 3 本会は会長若しくは会長により委任を受け
	た副会長の推薦があったとき一期以上本会役員(理事・
	監事)、消費生活研究所長及び事務局代表の任にあった
	会員に常任顧問を委嘱することができる。
	2 本会は必要に応じて常任顧問に本会運営の諸会議へ
	の臨席若しくは本会運営に関する意見を求めることが
	できる。
	3 本会は常任顧問に本会を代表して他機関の委員等へ
	就任することを求めることがある。
(顧問)	(顧問)
第 2 条 本会は会長若しくは会長により委任を受けた	第 2 条の4 本会は会長若しくは会長により委任を受け
副会長の推薦があったとき次の各号の会員、並びに学	た副会長の推薦があったとき次の各号の会員 (現職者を
識経験者に顧問を委嘱することができる。	除く) に顧問を委嘱することができる。

(1)本会の業務執行に関する充分な知識経験に基づき、	(1) 期以上本会常設委員会の委員長及び副委員長の役
代表理事等に適時適切な助言を行える会員	職にあった会員
(2) 専門分野における知見に基づき、代表理事等に適	(2) 学識経験又は業務執行に関し充分な知識経験を有す
時適切な助言を行える学識経験者	る会員
	(3) 学識経験又は業務執行に関し充分な知識経験を有す
	る者
	2 本会は支部長の推薦があったとき次の各号の会員(現
	職者を除く。)に顧問を委嘱することができる。
	世し、前項に該当するものを除く。 (1) #10/1 1/1/21
	(1) 期以上当該支部の支部長、副支部長の役職にあっ
	た会員
	(2) 期以上当該支部の支部常設委員会の委員長及び副
	委員長の役職にあった会員
	(3) 期以上当該支部の会計監査の役職にあった会員
	(4) 期以上当該支部の部会長及び分科会代表の役職に
	あった会員
	3 本会若しくは支部は必要に応じ顧問に諮問をするこ
	とができる。
(選任及び委嘱の方法)	C11 CC.90
第3条 本会の顧問は、前条に該当する者のうちから	
理事会の議決を経て、会長が委嘱する。	
(任期)	
第4条 本会の顧問の任期は、原則2年とする。	
(顧問の職務)	
第5条 顧問は、会長の諮問に対し意見を具申する。	
(報酬)	(報 酬)
第6条 顧問は無報酬とする。	第3条 顧問(最高顧問、常任顧問及び顧問)は常勤の顧
	問(最高顧問、常任顧問及び顧問)を除き無報酬とする。
(解嘱)	(解嘱)
第7条顧問が次の各号に該当したときはその委嘱を	第4条顧問(最高顧問、常任顧問及び顧問)が次の各号
解くものとする。	に該当したときはその委嘱をとかれたものとする。
(4) *** * * * * * * * * * * * * * * * * *	(1) 定款第9条の退会
(1) 辞意の表明があった場合 (2) 中 10 年 10 年 10 日 10 日 10 日 10 日 10 日 10 日	(2) 定款第10条の除名
(2) 定款第 <u>10</u> 条の退会	(3) 会長に対し辞意の表明があった後 14 日以上を過ぎ
(3) 定款第 <u>11</u> 条の除名	たとき。但し、辞意の撤回があった場合を除く。
(顧問委嘱の停止)	(顧問委嘱の停止)
第8条 顧問が本会役員 (理事・監事) に就任したとき	第4条の2顧問(最高顧問、常任顧問及び顧問)が本会
ー は就任期間中、顧問の委嘱を停止する。	役員(理事・監事)に就任したときは就任期間中顧問の
	委嘱を停止する。
	2 前項の規定にかかわらず第2条の2第3項及び第2条
	の3第3項に基づく当該他機関委員等への就任者につい
	ては最高顧問及び常任顧問の名称の使用について前項
	では取局顧问及び吊圧顧问の名称の使用にういて前項 の規定を適用しない。
(中长知即)	
(実施細則)	(実施細則)
第 9 条 この規程に定めるほか、必要な事項は会長が別	第 5 条 この規程に定めるほか、必要な事項は会長が別
に定める。	に定める。
(附則)	(附 則)
第1条 この規程は平成2年3月22日から施行する。	第1条 この規程は平成2年3月22日から施行する。
第2条第2条の2及び第4条の2の規定は平成4年	第2条第2条の2及び第4条の2の規定は平成4年3
3月29日から施行する。	月 29 日から施行する。
但し、改正以前の顧問には第2条の2及び第4条の2	但し、改正以前の顧問には第2条の2及び第4条の2
第2項の規定は適用せず従前の通りとする。	第2項の規定は適用せず従前の通りとする。
第3条 第2条の3の規定は平成10年3月28日から	第3条 第2条の3の規定は平成10年3月28日から施
カッ木 カム木ツョツ炕止は丁汎 IU 牛3月 Z0 日かり	おり木 おと木ツリツ炕には丁汎 10 牛 3 月 40 日かり肥

施行する。

第4条 この規程の改正部分は平成18年3月18日から施行する。

第5条 この規程の改正部分は平成18年7月13日から施行する。

第6条 この規程の改正部分は平成23年4月1日から施行する。

第7条 この規程の改正部分は平成27年3月7日から施行し、平成26年11月30日から適用する。

第8条 この規程の改正部分は、2020年6月13日から施行する。

行する。

第4条 この規程の改正部分は平成18年3月18日から施行する。

第 5 条 この規程の改正部分は平成 18 年 7 月 13 日から施行する。

第6条 この規程の改正部分は平成23年4月1日から施行する。

第7条 この規程の改正部分は平成27年3月7日から施行し、平成26年11月30日から適用する。